

平成16年1月1日付けで認可した栃本会が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の38第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を申し出てください。

令和2年10月22日

京都市長 門川 大作

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 名 称    | 栃本会               |
| 区 域    | 京都市右京区京北栃本町の区域    |
| 主たる事務所 | 京都市右京区京北栃本町西町49番地 |

2 不動産に関する事項

(1) 土地

| 地 目 | 面 積  | 所 在 地               |
|-----|------|---------------------|
| 山林  | 892㎡ | 京都市右京区京北栃本町打田65番地の1 |
| 山林  | 128㎡ | 京都市右京区京北栃本町打田65番地の2 |

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア 山林（京都市右京区京北栃本町打田65番地の1）

| 氏 名                  | 住 所                        |
|----------------------|----------------------------|
| 芦田馬吉                 | 京都市右京区京北栃本町川合5番地           |
| 岡本隆司                 | 京都市右京区京北栃本町東町35番地の1        |
| 芦田 <sup>あすな</sup> す野 | 京都市右京区京北栃本町川合32番地の1        |
| 芦田和久                 | 京都市西京区大枝北沓掛町二丁目8番地10       |
| 佐藤輝夫                 | 奈良県天理市丹波市町184番地1プレミスト天理303 |
| 岡本允二                 | 京都市右京区京北栃本町東町69番地          |
| 岡本祥二                 | 京都市右京区京北栃本町西町32番地          |

イ 山林（京都市右京区京北栃本町打田 6 5 番地の 2）

| 氏 名                 | 住 所                                 |
|---------------------|-------------------------------------|
| 芦田馬吉                | 京都市右京区京北栃本町川合 5 番地                  |
| 岡本隆司                | 京都市右京区京北栃本町東町 3 5 番地の 1             |
| 芦田 <sup>あすな</sup> 野 | 京都市右京区京北栃本町川合 3 2 番地の 1             |
| 芦田和久                | 京都市西京区大枝北沓掛町二丁目 8 番地 1 0            |
| 佐藤輝夫                | 奈良県天理市丹波市町 1 8 4 番地 1 プレミスト天理 3 0 3 |
| 岡本允二                | 京都市右京区京北栃本町東町 6 9 番地                |
| 岡本祥二                | 京都市右京区京北栃本町西町 3 2 番地                |

3 申請事項に異議を述べることができる者の範囲

表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 2 年 1 0 月 2 2 日から令和 3 年 1 月 2 2 日まで

5 異議を述べる方法

京都市長に対し、地方自治法施行細則第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する異議申出書及び関係書類を提出すること

6 提出先

〒 6 0 4 - 8 5 7 1

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

(文化市民局地域自治推進室)